

民生福祉常任委員会記録

平成30年12月17日

【開催日】 平成30年12月17日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時～午後4時5分

【出席委員】

委員長	吉永美子	副委員長	山田伸幸
委員	大井淳一郎	委員	杉本保喜
委員	恒松恵子	委員	松尾数則
委員	矢田松夫		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

副市長	古川博三		
市民部長	城戸信之	市民部次長兼市民生活課長	藤山雅之
環境課長	木村清次郎	環境課課長補佐	湯淺隆
福祉部長	岩本良治	福祉部次長兼高齢福祉課長	兼本裕子
福祉部次長兼国保年金課長	桶谷一博	高齢福祉課技監	河野静恵
高齢福祉課課長補佐	河田圭司	高齢福祉課高齢福祉係長	古谷雅俊
国保年金課課長補佐	石橋啓介	国保年金課国保係長	石田由記子
国保年金課年金高齢医療係長	三隅貴恵		
人事課長	辻村征宏	人事課課長補佐	光井誠司

【事務局出席者】

事務局長	中村聡	議事係主任	原川寛子
------	-----	-------	------

【付議事項】

- 1 議案第118号 平成30年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について（国保）
- 2 議案第120号 平成30年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について（国保）
- 3 議案第119号 平成30年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第3回）について（高齢）
- 4 議案第102号 山陽小野田市斎場条例の一部を改正する条例の制定について（環境）
- 5 閉会中の継続調査事項について

吉永美子委員長 ただいまより民生福祉常任委員会を開会します。お手元の審査日程のとおり、審査を進めていきたいと思っていますので、議事運営に協力をお願いします。それでは日程第 1、議案第 118 号平成 30 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）について審査を行います。執行部の説明をお願いします。

桶谷福祉部次長 議案第 118 号平成 30 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）について説明します。今回の補正は、国の人事院勧告に準じた給与改正を行うものです。最初に予算書の 1 ページをお願いします。歳入歳出とも 43 万 6,000 円を追加し、総額を 69 億 9,341 万 1,000 円とするものです。それでは、慣例によりまして歳出から説明します。5、6 ページの下段 1 款 1 項 1 目一般管理費をお願いします。このたびの給与改正は、職員の給料を平均 0.16% 引き上げること、及び勤勉手当を年間 4.4 月から 0.05 月引き上げ、4.45 月とするもので、平成 30 年 4 月 1 日からの適用となります。この改正により、2 節給料及び 3 節職員手当等の勤勉手当を増額するとともに、この改正に伴い 3 節の時間外勤務手当及び 4 節共済費の共済組合負担金等を調整しています。これらの財源として、上段の歳入ですが、7 款 1 項 1 目一般会計繰入金 43 万 6,000 円を計上しています。補正予算の説明は以上です。御審議のほどよろしくをお願いします。

吉永美子委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員の質疑を受けません。

矢田松夫委員 この人員の対象者数、正規と任期。任期も対象ですよね。

桶谷福祉部次長 合計で 13 名です。

矢田松夫委員 13 名というよりは、私が質問したのは正規と任期が何人かと言ったのに、それぐらいサービスで言ってほしい。

桶谷福祉部次長 一般職員 12 名、任期付きが 1 名の合計 13 名です。

吉永美子委員長 ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を終わります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第118号平成30年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

吉永美子委員長 全員賛成で議案第118号は可決すべきものと決しました。次に日程第2、議案第120号平成30年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について審査を行います。執行部の説明をお願いします。

石橋国保年金課課長補佐 議案第120号平成30年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について説明します。今回の補正は、国の人事院勧告に準じた給与改正を行うものです。予算書の1ページをお願いします。歳入歳出とも6万5,000円を追加し、総額を10億9,646万8,000円とするものです。それでは、歳出から説明します。5、6ページの下段1款1項1目一般管理費をお願いします。このたびの給与改正は、職員の給料を平均0.16%引き上げること、及び勤勉手当を年間4.4月から0.05月引き上げ、4.45月とするもので、平成30年4月1日からの適用となります。この改正により、2節給料及び3節職員手当等の勤勉手当を増額するとともに、この改正に伴い、3節の時間外勤務手当及び4節共済費の共済組合負担金等を調整しています。これらの財源として、上段の歳入ですが、3款1項1目事務費等繰入金6万5,000円を計上しています。以上で平成30年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）についての説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

吉永美子委員長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。それでは討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。採決に入ります。議案第120号平成30年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、賛成の委員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

吉永美子委員長 全員賛成。議案第120号は可決すべきものと決しました。

引き続き日程第3、議案第119号平成30年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算(第3回)について審査を行います。執行部の説明をお願いします。

兼本福祉部次長 それでは、議案第119号平成30年度介護保険特別会計補正予算(第3回)について説明します。このたびの補正は、人事院勧告に伴い、職員の人件費の補正を行うものです。それでは、10、11ページをお開きください。まず、歳出につきましては、1款1項1目一般管理費39万9,000円、3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費6万4,000円、3項1目任意事業費3万2,000円をそれぞれ増額しています。1枚めくっていただきまして、12、13ページをお開きください。2目包括的支援事業費44万6,000円を増額しています。続きまして、6、7ページをお開きください。歳入につきましては、財源の調整を行うもので、3款2項1目調整交付金1,000円、2目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)1,000円、3目地域支援事業交付金(その他の地域支援事業)12万2,000円をそれぞれ増額しています。また、4款1項2目地域支援事業費交付金3,000円、5款2項1目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)6万3,000円、7款1項2目地域支援事業費繰入金6万3,000円、3目その他一般会計繰入金61万3,000円をそれぞれ増額しています。1枚めくっていただきまして、8、9ページ、2項1目介護給付費準備基金繰入金7万5,000円を増額しています。結果、歳入歳出とも94万1,000円の増額となり、予算総額は66億990万9,000円となりました。なお、対象となる職員の数は一般職員が21名、任期付職員が8名です。以上です。よろしくをお願いします。

吉永美子委員長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を受けます。

質疑はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) 質疑なしと認めます。それでは討論はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) 討論なしと認めます。採決に入ります。議案第119号平成30年度山陽小野田市介護保険特

別会計補正予算（第3回）について、賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

吉永美子委員長 全員賛成で議案第119号は可決すべきものと決しました。
職員入替えのため13時15分まで休憩します。

午後1時11分 休憩

午後1時15分 再開

吉永美子委員長 続きまして日程第4に入ります。議案第102号山陽小野田市斎場条例の一部を改正する条例の制定について審査します。12月5日に審査して以来、執行部として、今委員会に対して説明なり、追加なりがあればお願いします。

城戸市民部長 今日新たに資料を2種類提出していますので、そちらと併せて説明させていただければと思います。前回の委員会の際に減免規定について検討しますとお答えしていますので、A4の縦の用紙2枚になっていると思いますが、県内の減免状況等を全て確認しました。現在、条例中に市長が特に認める場合以外に、いわゆる生活保護世帯であるとか、そういったところに配慮した減免規定を設けている市が2市あります。宇部市と柳井市です。それから条例上は市長が特に認める場合ということですが、規則において生活保護法の規定による減免を定めている市が3市でした。本市でも検討しましたけれど、実際に生活保護世帯では保護費の中から葬祭費が支給されます。事務の流れも確認しましたが、業者が火葬の手数料を一旦立て替えて、市に請求されるということで、減免されれば引いた分を請求と、減免がなければそれも含めて市に請求して、市が業者にお支払するという形で、トータルでは変わらないといえますか、保護世帯については負担が変わらないということもありまして、県内の状況等も鑑みまして、本市においては減免までは加える必要はないのではないかという結論に至っています。2ページに周南市までしかないんですけど、下松市と光市は周南市と3市で一部事務組合で火葬を共同処理していますので、減免等の内容は、この3市は一緒ということです。A4の横で山口県内の火葬場の料金一覧表を出していますけど、前

回出した資料の後に、今年度、下関市が料金改定をされていて、6,000円を9,000円に変えられたということが分かりましたので、これは修正したものを改めて出したというところです。

吉永美子委員長 部長から新たな資料が出てきたわけですが、質疑があれば、減免とかですね。

大井淳一郎委員 前の委員会での繰り返しになると思うんですが、実際今は1,000円なので、減免申請をする人がいないと思うんですが、実際はどうなんですか、減免の申請はあるんですか、ないんですか。特別な事情によって実際減免された事例があるのかについて。

木村環境課長 決して多くはないんですけど、過去に不明の方若しくは全くもって身寄りも何もいらっしゃらない方だろうと思います。

大井淳一郎委員 これは議会で決めることなんで、まだ決まってはいないんですが、仮にこの値上がりの改定でいく場合、1,000円と5,000円で違ってくるので、減免申請が出てくると思われます。今の話だと単に生活困窮という理由だけでは減免されないような嫌いがしてならないんですが、それはどうなんですかね、実際。どう対応していくつもりでしょうか。生活困窮というのは例えば非課税世帯とかね、そういったことになろうと思います。

木村環境課長 部長からも説明しましたとおり、他市においても減免規定がありますが、生活保護世帯若しくは行旅病人関係だけです。ほかのところでも所得に応じてとか、そういったものは特にありませんので、山陽小野田市としましても段階的な減免を行うとかは考えていません。

大井淳一郎委員 非課税世帯が葬祭をした場合、生活保護のように出ないのであれば、負担というのは課税世帯と変わらないということなので、そうなるということですか、確認です。何かほかの手当というか、ほかの課に関わるかもしれませんが、何らかありますか。その存在について確認したいと思います。

城戸市民部長 ほかの手当というのは特にありませんので、課税世帯と同じと

ということになります。火葬業務という特殊性もあるんですけど、やはり死亡届を出されて、そこで火葬許可を得て、そのときに併せて減免の手続等をしていただいて、仮に一旦納めてもらって還付するということになると、またそういった手続もあるということで、その辺の手続上の負担もあろうかなと思っています。

矢田松夫委員 8条の2項では、免除というのは今言われたけど、減額というのは、これまであったんですか。全然なかったの。減額又は免除と書いてありますけど、免除はあったけど、減免は過去1件もなかったということでもいいんですか。

木村環境課長 減額といいますか、完全な免除のほうです。

山田伸幸副委員長 免除というのは行旅人であるとか身寄りのないという方に対する措置ということによろしいのでしょうか。

木村環境課長 めったに事例がないんですけど、ほとんど事故的なものと理解してもらったらと思います。

山田伸幸副委員長 窓口ですけど、遺族の方が来られるのが多いのか、業者が代わりに窓口に来られることが多いのか、その点はどうでしょうか。

木村環境課長 大半は葬祭業者の方が来られていると思います。

杉本保喜委員 うちの市の条例と規則を見た場合、条例は使用料を減額又は免除することができるのと8条2項に書いてあるんですが、規則の6条は使用料の免除を受けようとする者は申請書を出しなさいと書いてあるんですね。減額を受けたいという場合はどうなるんですか。

木村環境課長 申し訳ないですが、厳密に言えば、そこまでの詳細な規定はないということで、通常であれば免除してくださいといったものがほとんどであるということです。

大井淳一郎委員 免除申請に対して減額する場合があるから、このような条例の規定になっているということですね。

木村環境課長 確かに減額をするというのと免除というので、同じような形になりますけど、基本的には減額というのがほぼないと言いますか、どちらかといえば、あるかなしかという形になりますので免除と、もし申請があった場合にはそのような形で全額免除という方向だと思います。

大井淳一郎委員 いずれにしても今回の議案そのものではないのでいいんですが、規則ですね。これほかのところを見てみると、具体的な事例、行旅うんぬんとか書いていないです。ですから、規則のほうを改めていただきたいと思うんですけど、その辺はいかがですか。

城戸市民部長 今回の言葉の表現もそうなんですけど、減額と免除が条例上ありますので、例えば表現を減免とか、そういうふうに必要な部分は精査して、必要があれば改正したいと思っています。

大井淳一郎委員 私が言いたいのは減免という文言だけではなくて、例えば下関のように、こういう場合にということで、1番とか2番、3番、4番。これをどう表現するかはお任せしますが、やはり具体的に定めておくべき、せめて規則でですね。宇部のように条例で定めるというやり方もありますが、いずれかの形で、最低でも規則で明確にされるべきということなんですけど、いかがでしょうか。

城戸市民部長 市長が特に必要と認める場合ですので、想定されることはあると思いますけど、あらかじめ想定されることが分かっているならば、それはきちんと盛り込むような改正をさせていただければと思っています。

矢田松夫委員 さっき杉本委員が減免の質問をしたが、どこって言われたかね。

城戸市民部長 本市の規則に書いてありますのは条例8条2項の規定によるということで様式を定めています。その様式の中に免除申請書しかないの、減免申請書がもしかしたらあるかも分かりませんが、今ちょっと確認できませんので、あれば、杉本委員の質問は減免も免除もあるということになりますが、なければそういった様式も定めるということで検討したいと思っています。

大井淳一郎委員 私が言いたいのは、今回議案が出ています。大きく分けてゼロ円となっているところと、3,000円、5,000円取っているところなんですけど、他市で指定管理を導入しているかどうかはわかりますか。

木村環境課長 その資料は手元に持ち合わせていません。

大井淳一郎委員 私が質問したのは、ゼロ円となっているのが直営で、料金が有料化だったり上がってきているのが指定管理だったりするのかなと思ったんですけど、本市では斎場の使用料というのは、徴収業務は胎児、胞衣だけを徴収しているとはいえ、最終的には全部市の収入になるという形になっています。この市の収入になるという形で、指定管理の収入ではないんですけど、私が質問したいのは、斎場の使用料の収入と指定管理料に関係があるかどうかということです。値段が上がれば指定管理料も上がっていくのかとか、そういった関連性についてお答えください。

城戸市民部長 指定管理料についてはそれぞれの業務の中で人件費部分とか、そういうものは全部加味していますが、使用料が上がることによって指定管理料に影響があるということはありません。

山田伸幸副委員長 今回値上げの議案が出されているんですけど、これの変化で年間の差ですね。それがどの程度増えていくのでしょうか。

木村環境課長 現在の市内料金大人1,000円、市外が大人3万円を、29年度の火葬件数で想定しますと、今の収入が市内、市外合わせて500万円ぐらいだろうと思います。それを提案している5,000円、市外を3万5,000円とすると、900万円ぐらいになるのではないかと思います。そういう試算をしています。

山田伸幸副委員長 全体が年間2,600万ぐらいでしたかね、指定管理料が。それと、その他の経費等もあろうと思うんですけど、この値上げがあっても全体を賄うとはいかないということは、はっきりと言えらると思うんですけど、その点はどのように見ているのでしょうか。

城戸市民部長 当然、斎場の管理運営から全ての経費を考えますと、その一部

ということではありますけど、私どもとしては特定財源として、自主財源の確保という観点もありますので、そこはやはり必要なものを負担していただいて、それをしっかりとした、今度の斎場の維持管理費に充てていくという考えです。

山田伸幸副委員長 それと、この間、いろんな市民にも聞いたりして、よく言われたのが、ここでの議論も少し紹介したんですけど、そのときに火葬以外にほかに手段がないのに、その点で料金が取られているということですね。これに対する新たな不安というか、不満というか、それがすごく出てきたんです、市民の中から。義務であるのに、ごみでもそうですよね、ごみは袋代を取りますけど、処理料は取っていないと思うんですけど、そういった考え方、今の義務というところから、その料金を徴収するということに対して、どうなんだろうかという疑問がたくさん出てきたんですけど、その点で、どのように市として考えているでしょうか。

城戸市民部長 今回の値上げも含めて、そういったものを市民に負担を求めるのかということもありますけれども、考え方としては、一つは受益者負担という考え方も必要ではないかなというのは考えています。今回、私どもが提案していますのは、実際に大人一人の火葬に掛かる燃料費、電気代というものを考えていますけれど、本来、例えば受益者負担という考えであれば、ほかの施設と斎場が全く一緒とは申しませんが、部屋の使用料であるとか、冷暖房使用料とか、そういったことも受益者負担の考え方には入ってくるのかなと思います。本市の場合は、提案していますように、遺族の方が最後のお別れの場をゆっくり過ごしていただきたいという思いもあって、部屋の使用料とか、冷暖房使用料とか、そういったものは一切使用料の中には転嫁していません。前回は説明しましたが、実際に掛かる経費を負担いただき、それをもって斎場の維持管理を行っていくということです。山田委員はそういう市民の方の声ということでお話しいただきましたけれど、私どももこれまで新火葬場の建設の、例えば宇部と一緒にやるかとか、市内のどこに建てるかとか、そういった議論の中で、市民団体の方がやられたアンケート等によっても、これまでの火葬場が余りにも古くて、いろいろ迷惑を掛けていたということもありまして、やはり市民の中からは、今回使用料を値上げしてもいいので、しっかりとそれを自主財源として、維持管理をしてほしいという声も多数もらっています。そういったことも含めての今回の提案と

ということです。

山田伸幸副委員長 今のはちょっと。市民団体というか、民生福祉が以前行った業者との聞き取りの中で、業者の中からそういう声が出ただけでしょ。そちらは市民との懇談もされていないと思うんですけど、それはどこから出たんですか。ほかにあるんですか。

城戸市民部長 今の斎場の、宇部と一緒にやるかとか、共同でやるかとか、いろんな議論の中で、市民団体の方からも市にそういった要望書のようなものが出てきています。その中の意見として、そういったものが加えられていたということです。それも検討の一つであるということです。

山田伸幸副委員長 市民団体というのは業者じゃないんですか。

城戸市民部長 業者ではありません。

山田伸幸副委員長 NPOじちれんじゃないんですか。

城戸市民部長 NPOじちれんでもありません。

松尾数則委員 先ほど言われた受益者負担ということに、どうも思いがそこに行かないですけど、ただ、パターン1、2、3で出してもらった5,000円。どう見てもこれは宇部市の金額に合わせるために出したとしか思えませんね。地域の値段に合わせたという形で5,000円が出てきた。ずっと山陽小野田市に貢献して亡くなった人に受益者負担を求めるのは、僕は間違っていると思います。今回新しく建物ができて、きれいな建物で、火葬する時間も短く、死んだ人ではなくて遺族の方から1万取ろうが、2万取ろうがいいと思っています。亡くなった方からお金を取るというのは基本的に間違っていますし、先ほどからお話がありますように、少し安いんじゃないかという話もあるよという話ですけど、それは議会も認めていないでしょ、きっと。ずっと1,000円で来たわけですから、先人の思いがそこにあるんじゃないかと思うんですよ。そういった思いがあって、最小限の1,000円という金額になったんじゃないかと思うんですが、先人のそういった思いというのは僕は大事にすべきではないかなという気がしています。

山田伸幸副委員長 受益者負担ということと言われると、受益者というのはいないんですよ。払っているのは遺族で、遺族が自分たちの中から負担をしているということなんですよ。受益者というのはいらっしゃらないと私は思うんですけど、違いますか。

城戸市民部長 先ほど申し上げましたように、ほかの体育施設や公民館とか、直接使われるものではありません。だから、そういう意味では受益者負担という考えは、斎場はほかの施設とは違うと先ほど申し上げましたけれども、やはり施設を適切に維持管理していくための特定財源として、私どもとしては使用料のほうも配慮していただきたいということです。

山田伸幸副委員長 後でよくもめるといふことがあるんですよ。そのときに誰もが相続しないということになったら、この火葬場使用料というのは誰も負担する人がいなくなるのと同じになるんですけど、今後そういうことも出てくると思うんですよ、金額が上がっていくと。受益者負担を突き詰めていくと、受益者というのはいくらやという話になってきますので、これは絶対あり得ない話、皆さん亡くなっておられるわけですから、それはおかしい話になると思います。

古川副市長 今回の相続放棄の話とこれは別問題とさせていただきたいと思えます。受益者負担と言ったのはそういうような物の考え方ということで、受益者負担という言葉が適切かどうかは別です。しかしながらこういうような施設を使ったことに対する対価ということで、担当は申していますので、受益者負担という言葉のやり取りじゃなくて、そういう物の考え方ということで御理解いただきたいと思えます。

大井淳一郎委員 そういうことで最近、ほかの議会では利用者負担という言い方を、そういうような答弁をしています。今回この新火葬場になったことによって、今までと比べて本当にサービスが上がるとしたら、サービスという言い方も本当は適切ではないんですが、火葬時間が短いとかきれいとかありましたからそれも含めて、どういったところが変わるのかについて今一度答弁いただければと思います。例えば動線が良くなるとかあるじゃないですか、今まで入ったらすぐ燃やすところがあったけど、そういうのではなくてそれぞれが見えないとかあったでしょ。

城戸市民部長　今回大きく火葬場の中の業務が大きく変わるわけではありませんけども、それぞれの遺族の方にきちんとした配慮ができるようにということで、全体の待合室はありますけど、それぞれ個室を用意して、そういった施設面ではかなり改善されて、これまで待合ホールしかなかった、複数の家族がそこで一緒になって待たないといけないということもありましたけどそういったこともなく、両サイドに分かれるとか、いろいろ建物の設計の中で当委員会の要望も踏まえて、改善するところは改善して、当然新しいですからきれいなのはそうですけど、明るいですごくきれいな雰囲気になっているとは思いますが。待っていただく間も今までのような御不便はお掛けすることはないのではないかと考えています。

杉本保喜委員　一番分かりやすい改善というか、待合時間が今までと今度新しくなったらどういうふうになるんですかね。短くなるんですか。

木村環境課長　なかなか実績上の問題でいろいろとありますので、一概に何時間で終わりますというものは言えないんですけど、そんなに一挙に30分も40分も縮まるかといえば、それはないと思っています。ですから火葬が済んで今までは多少の冷却の時間とかそういうものが一緒になっていたのが、多少施設的に古いというのもありまして、そこでちょっと時間が掛かっていたというのはあろうかと思っています。そういったところを少しずつでも短縮をしていくような新施設になっていますので、そんなに目に見えて一挙に30分短くなるということはないでしょうけど、15分、20分は当然少し早まるのかなと思っています。

山田伸幸副委員長　以前の委員会がかなり研究もされ、視察も繰り返されて要望していたと思うんですが、それがどの程度反映されたと考えているでしょうか。

木村環境課長　そのときの委員会の書類まで持ってきてないので分かりませんが、いろいろと要望があったかと思っています。エントランスホールを限りなく広くしてほしいとか、明るくしていただきたいとか、そういった要望等々があったかと思っています。それとプライベート的なもの、その辺を気を付けてほしいとか、いろいろあったかと思いますが、100%というのは当然言えないですけど、ほぼ委員会から指摘のありました内容に

については建物の中に全て織り込んできていると。キッズルームとか多目的のトイレとか授乳室とかそういったものも全て入れてきていますので、それとエントランスをとにかく広くしてほしいというのもありますし、そういったところにつきましてはかなりの率で、ガラスの要求もありましたが、そちらも設置の方向で今考えていますので、100%ではないですけど、かなり意見を反映できたのではないかと考えています。

山田伸幸副委員長 これも言われているんですが、名称については斎場のままということなんですが、これは検討されたんですか。

城戸市民部長 名称については公募とかそういった要望もありましたけれども、行政財産の管理の中で他の施設と同様に考えたところなんです。いわゆる行政財産の中の公用施設ということで、火葬業務を行う部署は今の場所であるということから、旧小野田斎場、旧山陽斎場を統合して一つにということで、山陽小野田市斎場という提案をしています。

山田伸幸副委員長 斎場というからにはここで告別式等が行えるのか、ほかのところでやっているような。そういったことができるんですか。

木村環境課長 先般お答えしたかもしれませんが、今の斎場の形を見ていただいたらと思いますけども、告別収骨室を一つとしています。そういった中で最近のニーズの中に大々的に葬儀等をしたくはないということで、家族葬を希望される方もかなり多いと思います。ですから今のユニットの形でいけば、そういったところも告別収骨室の中でひっそりと家族葬を行うということをもしされると言われても、こちらは特に拒むものではありませんので、そういったものもできると思っています。

恒松恵子委員 公共施設と民間施設を比較するものではないと前置きをした上で申し上げますと、新しいものは費用負担が上昇するのはやむを得ないと思っています。例えば市のほかの施設で新築、新設したから利用者負担が上がった施設の例はほかに、市民部の管轄でないかもしれませんが、御存じですか。

古川副市長 一番最近新築したのは総合事務所です。スマイルキッズは新築というより、改築ですよ。あそこの建物は公民館などが入っているので、

よその公民館の使用等と同じような形で行っていると思いますので、このように変わったのではないんじゃないかと。他の公民館の部屋とかいろいろありますので、その辺との比較衡量というのもあります。たまたまこの斎場については、一つしかないということで、このような形にしています。また市内に一つしかない建物、今で言うと武道館とかそういうのがありますが、そういうのがまた新たにリニューアルになったときにはそのときにいろいろ審議されるだろうと考えます。

大井淳一郎委員 今利用料金がクローズアップされていますが、今回の条例はほかにも設置は第2条が根拠となっています。この2条の改正がなされない、山陽小野田市斎場はスタートできないということですよ。その点確認したいと思います。

城戸市民部長 来年の7月1日の供用開始を見据えた改正案ですので、そこが採決されなければ、当然新しい施設の運用はそれまではできないということになります。

大井淳一郎委員 このことと使用料が一緒になっている関係上、議会の中でもいろいろ議論があるところです。条例をそのまま例えば継続とかすると、設置に間に合わないんじゃないかと思うんですが、この条例改正というのは大体いつまでに2条を改正しておかないとまずいんでしょうか。6月じゃ遅いですよね。急ぐから今回出したんでしょうけど、いかがですか。

城戸市民部長 いつまでにとというのはあれですけど、6月であれば7月の供用開始を予定していますので、このたび休日についても変更する改正にしていますし、そういった関係の業者であるとか、そういったところの周知も含めて、6月はちょっと絶対に間に合わないだろうと思いますので、3月とか…

大井淳一郎委員 明確にしたほうがいいです。6月は当然あれでしょうけど。

木村環境課長 条例改正の限度がというのは今部長が申しましたように6月ですと当然遅くなるということで、この12月にしたタイミングは指定管理の関係もありますので、それに併せています。仮に3月までであれば、

詳細がどうかという話なんですけど、組織条例とか小野田斎場・山陽斎場という文言とかがほかに出ているか、全て見ていかないといけませんので、絶対に延びたとしても3月には可決をしていただかないと思っています。

矢田松夫委員 議案102号に行く前に、先ほど出された資料をずっと質問して追っていくのかなと思ったら、いきなり102号に入ってしまったので元に戻ります。もう1回お尋ねしたいんですが、火葬場と斎場の違いを説明できますかね。

木村環境課長 これも以前から回答していますが、ちょっと苦し紛れにはなりますが、現在火葬場と斎場というのをいろいろと調べています。よく言われていました、先ほども話がありましたとおり、斎場というのは何かしらの式、葬式とかそういったものができるものを含んでいるものが斎場ではないかという話は確かにあります。ただ今は火葬場という言葉であっても、斎場という言葉であっても、どちらが正しいというものは正直出てきていない状況です。ですから私どもとしては、火葬という言葉よりかは斎場ということで行かせていただこうと思っています。

矢田松夫委員 旧山陽と旧小野田と名称が斎場になっていますよね。しかしながら実際の業務は火葬場になっていますよね。実際に行う業務は違ってきますよね。今回の値上げの関係は掛かった経費、工事費含めた、これを料金改定に持っていくと。そのことについて先ほど回答があったんですけど、それとこの名前とリンクしますか。新しい建物に新たな付加価値が、市民が納得いく付加価値があるんですかね。斎場でずっと行くのであれば。しかしながら斎場という名前を付けるにもかかわらず、さっき言われたように式ができないと。「できないとは言っていない」「家族葬ぐらいだったらできる」と呼ぶ者あり)この中で見てみますと山口市、僕はこれ大体行ったんですが、全体にその人が右に左に移動できるんですよね。式料取ってないけどゼロ円であるという内容なんですよね。部屋料取るけど、利用者料金はゼロになっているんですよ。それは家族葬じゃなくて全体が来た人が右から左に行けるという建物になっているんですよ。であるにもかかわらず今回は斎場でほとんどの山口市のような効果がないのに、料金を上げるというのは納得行かないということなんです。来た人がそのまま右から左に行けるんです。しかしながら今回

の新しいところは、家族葬が何人かという程度もありますけど、一桁なのか二桁なのか、できないにもかかわらず料金を上げるというのはどうなのかということなんです。

城戸市民部長 今矢田委員が御指摘のとおり、本市の新斎場に関しましてはお通夜であるとか一般的な告別式であるとか、そういったことに対応できるような施設ではありません。環境課長が言いましたように家族葬程度であれば拒むものではないと。それなら対応できる施設であろうかと思っています。ですから新たなものを付加された施設という考えではありませんけども、このたびの使用料につきましては、前回から申し上げていますとおり、全体の施設の管理のための御負担をいただきたいという趣旨で提案しているものです。

矢田松夫委員 全体的に見て、今までにない付加価値、普通大体料金が2倍というのは分かるんですよ。2倍でもびっくりするんですけど、5倍でびっくりしたんですよ。ですから今までにないサービスと言ったらいけませんけど、大きな付加価値、これという目玉はあるんですかね。さっき木村課長が言った議会側の委員会の要望をたくさん受け入れたと。あれ枝葉の問題なんです。基本3項目ぐらいは委員会であったんですよ、例えば名称の問題、木の伐採、進入路の問題、地域の理解・協力。三つの大きな問題というのは取り入れてないんですよ。まだありますよ、軽食の問題もあったですよ。全然入れてないんですよ。さっきの乳幼児の託児所みたいなのはどこでもありますよ。ちょっと部屋を広くしてね。でも基本的なものは全然受け入れてないですよ、執行部のほうは。そういうものを含めて、新たな料金設定の5倍するんなら、これという目玉、びっくりするような、それならしょうがないのと、それがありませんよ、あれば私も理解と納得します。ただ料金が今まで物すごく安かったと、だからこの際上げようというだけなんです。燃料が下がったら下がるかというそういうもんじゃないでしょ、燃料の高騰が理由だから。それ以外にも何かあるかというのを言ってください。市民が納得する理由、付加価値、これというもの。民福の委員会がなるほどというのを言ってください。全部拒否なんです、執行部の今までの回答は。答えられないんだったら上げんならいいのに。上げる理由もないんだから。

木村環境課長 上げる理由というわけでもないですけど、先ほどの部長の答弁

でもありますけど、利用者に負担をしていただくということで、これが完全な根拠だというわけではないですけど、参考にしたものというのが、当時でいう1,000円のが、今は5,000円でということで御理解いただきたいというものでそのように考えていました。今までも使用料自体にかなりかい離があるということで、維持管理をしていくものと、利用者に利用していただくときの使用料金はかなり違うということで、市外料金のほうを優先してでも上げるべきであるということもありまして、そのようなこともさせていただきました。そのときにも市内の方々についても当然再度計算をし直して、それなりの負担をしていただく可能性はありますということで来ていたかと思います。ですから委員の言われるような大きな付加価値というものが何かあるのかと言われてれば、斎場が古いのから新しいのになっただけと確かになります。ほかにこれがあります、大きな目玉がありますといったものは確かにありません。ないんですけども、これは必要最低限のということで、利用分だけを負担していただくという提案になったという次第です。

矢田松夫委員 理由がないなら上げんにゃいいんです。

木村環境課長 理由ということになりますと、この前資料で出しました算出をする分での最低限のものと。指定管理料から何から全てではなくて、あくまでも遺体の火葬に係るときだけのもの、せめてそこだけは皆さんに御理解をしていただきたいということで、御提案申し上げた。それが理由です。

矢田松夫委員 全く上げるポイントにならん。まだたくさんあったんですよ、出せば出すほど。執行部とのやり取りの中で全部回答が拒否されるとうか。例えば市外の利用者の料金が今回も大幅アップですよ。宇部に合わせたですよ。これも料金体系見直せと、適切な料金にしてくれということにもかかわらず、今回ぽんと宇部市に合わせたでしょ。そのほかたくさんあるよ、言え切りがないけど。さっき木村課長が言ったのは、ほんとささいなことですよ。議会の要望を受け入れたというのは。それは建設の中には全部そういうふうに関取とかみんな書いてあったですね。そんなものは大勢に影響ないですよ。大勢に影響ないけど、もう少しないんかね。なるほど、しょうがないと。地元の木材を使えというのもあったね、うちの委員会の中で。地元産を使えというのもあっ

たね。一杯あったですよ。

木村環境課長 確かに委員会でいろいろ言われたものがありまして、そのところを避けていたというのがありますが、地域の住民の理解というのは、こちらで粛々と進めていくしかないということは伝えてきています。それと進入路の関係なんですけど、こちらも宇部土木建築事務所又は警察にも協議に行きまして、こちらは進入路を設けなくても大丈夫だという話になりました。これは以前そういう話を伝えたかと思っています。それと地元の木材についてもその当時よほどの計画性を持っていかないと、地元の木材を大量に使うというのは難しいということがありましたので、地元の木材は無理としても木のイメージはふんだんに出していきたいということで、そのときもお話ししたと思っています。ただ名称とか軽食の関係はちょっとかなわない面がありましたが、その都度その都度きっちりできていない面もありますけども、一応は今まで説明申し上げてきたのかなと思っているところです。

大井淳一郎委員 いろいろと意見が出ていますが、結局この1,000円というのが適正なのかということも議論しないといけないと思います。1,000円がどういう根拠で設定されたのか、経緯になると思うんですが。宇部が昭和40年に1,300円にしています。大体この頃に設定されたと思うんですが、この1,000円の根拠ですよ。なぜこれまで1,000円をずっと維持してきたのか。この辺りの経緯を教えてください。

城戸市民部長 当初この1,000円が設定された根拠というのは、私どもも把握できないんですけども、合併の際に当時旧小野田市が1,000円で旧山陽町が無料だったんだろうと思います。合併協で調整した中で、小野田に合わせたということで1,000円になって、合併以降ずっと来た。途中で、先ほどありましたように葬祭業者からも山陽小野田市の1,000円というのは余りにも安過ぎるという意見があって、28年度にまずは市外を先に改定しようということで、市民に対しては施設が余りにも古くて迷惑を掛けているという事情もありましたので、1,000円についてはそのまま据え置いてきたという流れであろうと理解しています。

山田伸幸副委員長 先ほども少し言ったんですが、ごみの処理と遺体を火葬する、これは地方自治体の責務なんですよね。ごみのほうは大口の利用者については料金を徴収する、一般は袋プラス2円、4円、5円でしたか。これが利用料だという形で、本当に微々たる料金で、ごみ焼却場の経費の回収は到底無理な料金設定になっているんです。今回のこの火葬場についても地方自治体の責務でありながら、ただし受益者はいないにもかかわらず利用料金を取るということで、市民の理解はなかなか得られないじゃないかなと思っっているんですが、その辺の徴収に足る理由というのは経費負担だけなんではないでしょうか。経費負担といっても先ほど説明があったように完全にそれを賄うものではないということははっきりしていますよね。それは基本的には市民の義務だから、そういう料金設定になっていると思うんです。その辺の考え方がどこで変わっていったのかと思うんですが、いかがでしょうか。

城戸市民部長 ごみ処理と火葬ということで、どう違うのかというお話もありましたけど、ごみ処理の一番大きな目的というのはごみの減量化ということもあると思うんです。ただ言われましたように施設全体の維持管理の中の歳入とすれば微々たるものかもしれませんが、やはりこれまで一般質問等でも指摘いただいていますように、どうしても自主財源の確保とかそういったところも市としては考えていかなければいけないという部分があります。その中の負担として今回は前回お答えしたように近隣市との使用料のバランス等々も考慮した上でということで、その根拠としては実際に掛かる経費ですという説明をしたところです。

松尾数則委員 近隣との比較というのがどうも引っ掛かるので、例えば今回炉を五つ造ったんですよね。葬儀がない友引の後なんかは火葬する人が増えるという気がします。そうしたら例えば宇部に行かんといけんということもあるかもしれません。そういう事例というのは結構今まであったんですか。

木村環境課長 ここ四、五年の間に10件というのがあった記憶はあります。それが最大で考えたときの話です。この2年ぐらい、28年、29年だけで言いますと1日8件が最高で、あとは年間通して7件ぐらいだろうと思っています。影響があって他市のほうに、他市というのがほとんど宇部でしょうけども、そちらにやむを得ず行ったという事例は件数的に

はないと思っています。

松尾数則委員 ないというのはゼロと考えていいの。（「ゼロではないです」と呼ぶ者あり）

矢田松夫委員 単純な質問ですいませんが、さっき副市長が武道館の使用料と言われましたよね。あれは指定管理者に入るんでしょ。この分についてはさっき言った自主財源900万ぐらい入るから上げるんだと言われたんですよね。指定管理者には入らんのよね、使用料金は。

古川副市長 今指定管理うんぬんじゃなくて、先ほど恒松委員の質問で、建て替えたりしたときに、金額が変わるかどうかということについての答えですので、今回指定管理がどうのこうのということには。今回の斎場につきましては、使用料については指定管理に転嫁とかそういうものには関係ないということは担当が言っているとおりと御理解いただきたいと思います。

矢田松夫委員 私が質問したのは、今回の使用料金が指定管理者側に入るんじゃないですねと。（「入りません」と呼ぶ者あり）ほかのところは入るところありますよね。

古川副市長 他の施設によっては矢田委員が言われたような施設もあります。

山田伸幸副委員長 私も思いも寄らなかったことが市民から指摘されました。山陽側の方からなんですけど、ずっと生まれてから退職をするまでずっと山陽小野田市に税金を払い続けてきたと。ところが体が不自由になって宇部市の施設に入って、住民票も異動したと。そうするとこれは市外扱いになるというのは、市への貢献ということも考えてもおかしいんじゃないかと。これは是非正してほしいと言われたんですが、そういった事例については想定していなかったんでしょうか。

城戸市民部長 それは規定どおりですので、そういったところは市は考慮していませんし、市民の方と市外の方との料金の差はもともとあるものです。

山田伸幸副委員長 もともと一部事務組合でやっていて、楠の方がこちらを利

用されるということもあると思うんですね。今後は料金が随分高くなってきましたので変わると思うんですけど、今言った例というのは西見峠の近くの老人施設に入られている元市民なんですよ。ですが、そういった方に対する配慮が欠けているんじゃないかということ強く言われたんですが、そういったのを本当に考慮しなかったんでしょうか。

木村環境課長 これは合併を迎えるときに厚狭郡の共立斎場というのがありました。そのときに旧山陽町と旧小野田市、それに楠町もひょっとしたら山陽小野田市のほうになるんじゃないかという話があったんですが、実際のところは宇部市のほうになったということで、共立斎場は山陽町と楠町、合併後は山陽小野田市と宇部市という形になりますので、それまでの施設の清算がたしか行われています。昔の山陽町の負担する分、楠町の負担する分ということで、施設の清算がそこで行われましたので、それでもって市内と市外の料金というものはそういったような事例でちょっとしたタイミングの悪さで宇部に移ってしまったということがあったとしても、そのところは線引きをしようということになったという経緯があります。

矢田松夫委員 この議案第102号の名称、山陽小野田市斎場と書いてありますけど、もうブルーシートが掛かって名前を刻んでいるんじゃないかと思うんですが、どうなんですかね。ブルーシートを外すわけにいかんやったけど、ブルーシートをしてあるということは名前が書いてあるんじゃないかと臆測で言うんですが、現状どうなんですかね。

城戸市民部長 下に確かにあります。議決状況によっては修正可能なようなもので仮に設置してあります。方針として通称を公募することは考えていませんので、この条例に予定していますものは仮に留めてあります。

吉永美子委員長 もう1回おっしゃってください。

城戸市民部長 施設の名称については、山陽小野田市斎場という形で提案していますので、議決いただくまではきちんとした名称ではないので。ただ工事の進捗もありますので、予定する名前のもは仮に付けてあります。決定したらきちんとした形で留めます。

吉永美子委員長 何を公募する気持ちはないって。もう1回おっしゃってください。

城戸市民部長 名称。市としては公募する予定がないのでということです。

矢田松夫委員 今のブルーシートの中は名称の新しい名前に入れてあると。山陽小野田市斎場という名前が入れてあると。しかしながら今ブルーシートで隠してあるという結論でいいんですかね。

城戸市民部長 実際の中は山陽小野田市斎場という、このたび提案した名前ではありません。山陽小野田市というのと斎場というのだけは入れていましてけれども、まだきちんとしたものではない。

吉永美子委員長 ほかに質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは一旦休憩を取った後、自由討議に入りたいと思います。14時30分まで休憩します。

午後2時18分 休憩

午後2時30分 再開

吉永美子委員長 それでは休憩を閉じて、委員会を再開します。議案第102号山陽小野田市斎場条例の一部を改正する条例の制定について委員間で自由討議を行いたいと思います。是非挙手をして意見を述べていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

矢田松夫委員 前回の委員会の審議の中で減免措置があるんじゃないかと同時に、減免措置を入れてくれと、使用料金に。しかしながら、その回答が今日全くなかったと、出なかった。そういうものはほとんどないに等しいということであるので、その委員会での議論の中での減免措置については否決をされたのではないかと考えています。これについては大井委員からもう少し免除と、減免については、きちんと規則の中に入れるべきだということで解決できるのではないかと考えますが、しかし、新しい料金に減免措置はなかったということはやはり問題であると。この項目についてはそう思います。まだ、ほかにありますけどね。

大井淳一郎委員 矢田委員の言われるように、規則の不備については指摘して、それに応じて直しておくものと思われます。ただ、他市ののを見てみると行旅病人とかそういった者、生活扶助とか、そういった者に限るので、ちょっと心配していたのが、いわゆる非課税世帯、生活困窮者に当たる者が減免というのは実務上ないということがありました。これについては、どうやって考えていくのかというのは使用料を決めるときに一つの参考材料にはなろうかと思えます。残念なことではありますね。非課税世帯に対して減免が難しいという、実務上ですね。

矢田松夫委員 それからあとは議会からの要望がどういうふうに跳ね返ったかというのを議論通じて見ると、ほとんど、枝葉の小さな問題はいいんですけど、大きな問題がですね、全く今回の建設に跳ね返っていないにもかかわらず、料金を上げるというのは全く納得できないと感じました。

吉永美子委員長 矢田委員、議会からの要望って、ほとんどの方が前にいませんで、改めてどういうところの要望を聞いていないか。

矢田松夫委員 例えば、一つは進入路の問題、大変危険であると。船木から厚狭方面に行く場合は右折する場合に、急カーブであるので追突を含めて大変危険であると。二つ目は、もう少し明るくして暗いイメージを払拭せよということで、木の伐採を頼んだけど、それについては全く意見が聞き入れられなかったと。三つ目は、地元産の木材をふんだんに入れるということも聞き入れられなかったと。それから、カフェの設置についても自動販売機で事足りると。それから犬や猫のペット炉の施設についても認められなかったと。それから地元合意についてはいまだに2軒の方が反対を貫いているということくらいですね。最後に名称については親しみやすい、暗いイメージの払拭をした名称にしてほしいという委員会の要望についても、全く聞き入れられなかったというのが、今回の議論の中で明らかになったし、それは全て市民の声を委員会が反映をしたと。それにもかかわらず、料金の5倍と。こうなっていることについては全く理解を得られなかったと私は思います。

吉永美子委員長 ほかの方は。今の意見についてでもいいですし、是非意見を述べてください。

大井淳一朗委員 矢田委員の言われるように、議会在平成27年の新火葬場建設に関する民生福祉常任委員会報告書ということで、矢田委員が言われたことが全ては書かれていませんが、1から9までの項目になっています。この中で実現したものもあれば実現できてないものもあるという状況で、全てというのはなかなか実現できないのではないかなと思っています。そのことと利用料金、これがかなわなかったから利用料金を上げちゃいけないというのは、ちょっとどうかなと思います。この辺は切り離して、利用料金が上がる上がらないとは別に、例えば、矢田委員が最初に言われた危険とかいうのは、利用料金が幾らであろうとも危険というのは回避していかなくてはいけないと思いますので、この辺は引き続き委員会の中で指摘していかなくてはいけないと思っています。

矢田松夫委員 大井委員はそういうふう言うけど、やはり市民との意見交換会の中で出たというのが一つ。二つ目は、市民が利用する施設であるから使いやすい施設にするという中で、無理して使用料金に引っ付けるわけじゃないんだけど、やはりコンセプトはそこに来ていますので、建設については。ですから、全く関係がないとは私は言えないだろうと思います。これは、例えば、現地の入り口は国道2号に面していると、その上カーブしていると、出入口の安全対策は十分に考慮してほしいと。こういう声も本町四の公会堂ですか。そういう市民の16人の参加者の中の全会一致であるというのも確認されますので、使用料金と何で関係あるかといえ、直接関係ないことはないんだけど、やっぱり市民の斎場であればこれも一つ料金上がってもしようがないのと、そこまでしてくれるならしようがないのという市民の安心じゃないけど、それもあるんじゃないかと思います。それらも解決せずいきなり5倍となると、市民感情というのはどうなのかとなってきますので、私がそういうのを言ったまでです。

松尾数則委員 今の意見というのは市民の懇談会の中で出てきた意見、議会でもんで執行部にこれはどうかと言った内容の意見なんですか。その辺のところ聞きたいなと思って。

矢田松夫委員 さっき言った委員会の視察、市民との懇談会、それから委員会の議論、そういう三つの要素の中で出された意見です。

恒松恵子委員 現在、燃料費や人件費の上昇など全てのものについては、費用負担が市民に増加していますが、今後減少することが見込まれない燃料費と人件費がありますので、快適なサービスの提供のためにも私はやむを得ないと思っています。

矢田松夫委員 それが付加価値だと思うんですよね、恒松委員が言ったように。やむを得ない、これこれで例えば意見交換の中にもあるんですよ。これが斎場だという施設を造ってほしいと、これが斎場だからこういうものがあつたから料金に跳ね上がると、5倍の改定をするというものがあれば、例えば恒松委員から今言った人件費とか燃料費の高騰だから仕方ないというなら、それ以外にもこれならしょうがない、それ以外ですよ。やむにやまれない問題と思うんですよ。解決できない問題と。例えば原油の高騰なんか何ぼ市が努力してもしょうがないし、人件費だって今から最賃どっと上がってくると思うけど。だけどそれ以外に付加価値、市民にとって5倍でもしょうがないのというものがあれば言ってください。

恒松恵子委員 例えば焼却時間が短いとか、私たちの世代は葬儀への実感が乏しい世代ですので、実際火葬に関しては葬儀料金に含まれていますので、なかなか値上がりに対する負担感が少なかったという事情も鑑みています。

山田伸幸副委員長 今恒松委員がそのように言われたんですが、料金に費用負担はこれだけ上げてそんなに影響がある数字ではないということは理解された上でそういうふうに言われるんでしょうか。

恒松恵子委員 灯油が50リットル掛かる、電気料が掛かるという前回の説明も踏まえた上で今まで1,000円がそれぐらいで埋葬できたんだねという意見もありました。ただ一部の市民ですから何とも申し上げられませんが。

山田伸幸副委員長 大事なのは先ほども言いましたけど、市民は火葬以外には選択肢がないんですよ。その選択肢がなくて、ごみと一緒に市の責務なんですよ、市に課せられた。火葬するということとごみを処理する

ということは。やはり時間を掛けてじっくりいろいろ検討した上で、袋に付加するということが2円、4円、5円ということがごみ処理では掛けられているんですよ。ところが今回はそういうのを唐突に出されてきたというのが私の率直な意見で、いろいろ聞いていった中で、施設を新しくしたから、この機にということで、この議案を出してきたんだろうとしか思えないんですよ。だけど実際には今まで掛かっていた経費というのはそれでやってきたわけですよ。だから今回、そのタイミングを見計らっていたとしか思えないわけですが、先ほども言ったように市の負担、責務その辺はどのように解消されていくのかなと思うんですけど、市民にだけ負担を求めているのではないかと私は思わざるを得ないんですが。

大井淳一郎委員 市民にだけ負担を求めているわけではないですよ。市民もある程度の利用者負担をしていただくというのが今回の議案だと思っています。きれいな施設ですけど、これを建てるのは火葬とかに携わらない市民全般の税金で造りました。日頃の業務は指定管理者にやっていただいています。それらの営業努力によって、一生懸命やっていただいています。それに加えて、利用者の方に燃料と電気代だけは見てもらおうというのが今回の議案ですので、その辺は市民だけが負担するというものではないと考えていただきたいなと思います。

山田伸幸副委員長 完全に市民に負担を求めてきているわけですよ。だから効率が上がってその後の経費が削減されたんですよ。だから機械代とか全然言っていないわけですから。そうすると、その辺の料金は下がっているのに、上乘せというのは理屈が合わんようになるんじゃないですか。

大井淳一郎委員 ですから1,000円という額が無理な額だったんですよ。ですからその額を本当は上げたかったんですけど、上げるタイミングがなかったということで、タイミングは私はそうなのかなとは思いますが、他市との比較の中で、本当に適正な額はどこにあるだろうと考えたときに、3パターン出してその中で今回電気料と灯油料だけは利用者に負担していただくという意図で出されたものと思っています。ですから私たちは1,000円と5,000円が5倍に上がったというこれだけを見れば、私も何じゃこりゃって思いますが、そうした委員会審査の中で出された他市との比較とかこれまでの経緯とかを総

合的に見て、今回出されたということを私たちは理解しなきゃいけないし、その点も市民に説明していかななくては1,000円が5倍になりますよだけを言えば、それはみんな反発するに決まっていますので、そういったことも必要ではないかと考えます。

矢田松夫委員 さっきの恒松委員の人件費と燃料の高騰で上がるのは仕方がないと言われたけど、さっきの議論聞いてみたら分かるようにこの燃料費とか人件費が上がるから指定管理者に金が入るんじゃないんですよ。使用料金は。これ全く関係ないんですよ、早く言えば。であれば指定管理料をもっともっと上げんといけんのですよ。人件費や燃料費を含めた分で。1,000円が5,000円になって5,000円分指定管理者に入るんなら今恒松委員が言ったように人件費と燃料費の高騰だから料金を上げてもいいなと直結するんだけど、これだけちょっと理解してもらわないと、例えばほかの武道館とかスポーツ施設で使用料金を上げるというのとちょっと違うんじゃないかと思うんですが、その辺どうですか。

恒松恵子委員 私は先ほど大井委員のおっしゃったとおり、前回からの説明で今まで1,000円だったけれどもこれだけ費用が掛かるから負担してもらいたいという執行部の説明を理解したつもりでいます。

山田伸幸副委員長 費用については理解したけれど、埋葬法の市の責務それと火葬以外の手段はないというね。それとこれ利用料ではないんですよ。本人はもうおられないわけですよ。それを負担する人がいなかったら免除するしかないということはそれでも十分やっていけるということなんです。ただ経費負担というのも経費が全部賄えるかといったらそうではない料金設定なわけですよ。それもまたおかしい話なんです。ゼロが唯一の理解できる部分なんです。料金負担も当然回収できないし、通常は施設を維持管理するだけで相当な経費が掛かっているわけですからそういったのは含まれないと言われても、今回5倍もの値上げというのは負担を市民に求めるのかなど。では、市の責務と市民のそれ以外選択肢がないということについては何ら説明がなされていないと思いますけど。その辺はどうなんでしょうか。

恒松恵子委員 やはり葬儀にはお金が掛かると、私の個人的な思いですけど

も、例えば親にしても親戚にしても亡くなる時にはこれぐらいお金を残しておく。ただ、お金を残せない市民の方もいらっしゃるとは理解しています。

杉本保喜委員 私は、今までの1,000円というのはよその市町から見ても低いわけですね。ゼロというところもあるんですが、斎場代を取っているというところで何とかやりくりしているのかなと解釈できます。先ほどのこの試算を見ても灯油、電気に掛かる費用というものを考えたときに、1,000円ではなかなか間に合わないということはこの前も説明を受けたわけです。それを全体的に5倍、5倍、5倍で掛けた金額だという単純にはなっているんですけど、その辺りはほかの市町はいろんな試算というか、設定のやり方がそれぞれ市町で違うんだなというのは私は全体を見て感じるんですけども、うちはうちでこういう1,000円、700円、500円、200円という設定で今までやってきてそれを全体的にこういう形にしたというところはうなずけるのはうなずけるんですよ。だから問題はこの金額が5倍、5倍でいいのかなというところをもう少し煮詰めていく必要があるかなと思うんですよ。

松尾数則委員 私は以前から申し上げていますように埋葬法で火葬しか手段がないと。例えばおじいちゃんとおばあちゃんが暮らしていて、おじいちゃんが亡くなって死体で家に置いとくわけにはいかないんです。火葬をせざるを得ないわけですから。そういう方から火葬代として1,000円を取る。だからこの1,000円というのは先ほどごみの問題があったように5円だったかな。これはごみ減量の問題もあるかもしれませんが、最低限の1,000円ではないかと思っているんですよ。それを上げていくということすら僕は間違っていると。今いろいろ意見がありましたように建物も新しくなったし、火葬時間も短くなったし、そういうこともあって今取っていませんけど待合料を取ることになるはずだと思っています。基本的には火葬料等に関してそれが火葬場としての在るべき姿ではないかと思っているんですけど。

大井淳一郎委員 山田委員も言われていたんですけど、埋葬義務があるということは私も理解はできます。ですので、これまで無料あるいは低廉な価格でやってきたという経緯もあります。宇部市ももともとは1,300円で合併時には楠に合わせる形で無料となりました。そうやってきたん

ですけれども価格高騰だとか、あと宇部の場合は維持管理が5,000万円掛かるということを背景に、平成21年から1体5,000円という今の額に上がっています。松尾委員の言われるようにここはなるべくなら手を付けたくないというのは分からなくはないです。ただ今回、維持管理を全ての市民の税金で賄うのかと考えると、やはり一定程度の利用者負担は必要ではないかというところがあるので、山陽小野田市は1,000円ですけれども下関市が9,000円、宇部市が5,000円だったり、あと3,000円とかいろいろ額はありますけれども値上がりさせざるを得ないということがあります。今は税金の配分は少子高齢化が進む中でどんどん扶助費とかにお金が掛かっていきます。あと、埋葬も2025年度をピークに埋葬件数がどんどん増えて、お金もコストも掛かります。これを今までどおり税金で賄うのか、あるいは低廉な額にして負担するのかということを私たち議会はその辺を市民に理解をしていただくような形で考えていかなくてはいけないのかなと思っています。

矢田松夫委員 今までの古い山陽斎場、小野田斎場では再々故障があったと。電気系統を含めて炉が落ちたり、死体を炉の中に入れたけれどもスイッチが入らなかったと。いろいろな支障があってもメンテナンスにお金が掛かるから、少し料金を上げてメンテナンスに当てたらどうかという意見もたしか委員会の中でありましたけれど、今回新しくなったのにメンテナンスどころではないですよ。新しくなって上げるのは何回も言うけど理由が分からないです。今まで古いから上げるというのは分かったけど、何で新しくなって上げるかというのは分からないんですよ。それは、恒松委員が言ったように人件費と燃料の高騰、これは指定管理者の中でやるし、もうかった分だけ市が取るんでしょ。自主財源が900万増えるというんだから。その辺がもう少し理解してもらってどうなんだろうかと思って。

山田伸幸副委員長 最初から言っているように本人から絶対取れないですよ。遺族が負担するんだけど遺族が相続放棄とかいろいろな形でもめていたりすると、その負担も誰がするのかという形になります。ただ、遺族が使われる待合室あるいは待機室というのはほかの公民館なんかでもそうなんです、広さに応じて徴収されるのは人数が多いところは大きい部屋を使うだろうということはあるんですよ。ただ亡くなられた本人の

分の料金として徴収とするのは不可能なんですよ、本人からは絶対に。だからそこをきちんと考えて結論を出すべきではないか。もし料金として徴収するんならゼロ円のところがやっているような待合室とか部屋の面積に応じた料金体系にすべきではないかなと私は思いますけどね。これだったら遺族の方も納得されるんじゃないかなと思いますが。

矢田松夫委員 委員長にお願いしたいんですが、今までは議会のいろんな諸問題についていろいろとあった。今度はさっき私が言ったように付加価値の問題ですよ。新しい斎場にどんな付加価値があるのかという議論をしてほしいというのがあるんですが、私は全く付加価値は新しくなった上で付いていないと。料金に反映するほどの付加価値があれば仕方ないなというのは私も理解できるんですけど、全く新たに市民が求めている付加価値は付いていないと感じたと思うんですが、その辺の議論をしてほしいんですが。

大井淳一郎委員 矢田委員は付加価値とおっしゃいます。付加価値があれば値上げをしてもいいんじゃないかという意味だと思います。私は、今回この建物というのは今まで矢田委員が先ほど言われた、炉が壊れたとか不完全な状況だったというのを改めた、スタンダードというか適正な形になったと思っています。もちろんそれ以外にもきれいとか動線が良くなったとか、待合室の個室を完備したとかそういうものもあるかもしれません。ですから、矢田委員の言われるようにこれと大きなプラスがされた、付加価値がされたというものではないと私も思います。今回の改正は1,000円というのが本当に適正だったのかということを考えなければいけないと思います。本当はもっと取るべきだったと思います。3,000円ぐらいかもしれません。それを今回5,000円に上げるということですので、5倍、5倍という数字だけを見ると今回これはどうなのかということがあります。ですから付加価値というものではないと。今回はスタンダードというかほかの施設と引けを取らない形になったと見るのが妥当ではないかと思っています。

矢田松夫委員 品物と一緒にならないと思うんですよ、相手は人間ですから。例えばまんじゅう1個1,000円だったものが、燃料費とか人件費が上がったから5,000円にするといったらお客は来ないと思います。しかし、ここはどうしても行かないといけないんよね。埋葬しないとい

けないところなんです。どこでも変わるといふわけにはいかないのよね。まんじゅうのようにあっちこっち行くわけにはいかないんですよ。新しい斎場に行かなければ私たちの要望がかなえられんです。そういう弱みを握っておきながら5倍にすることはどうなのかと。某公共施設でも駐車場がないのに営業しているわけいね。しかし、そこに行かないと仕事ができないというのはあるでしょう。赤いTの字なんかね。それと一緒になんです。市民の弱みのようなところによって5倍に上がるのはどうなのかということをおしは言いたいです。類似する施設が一杯あればいいですよ。安いところを選べばいいんだから。これは選べられないんです、この建物だけは。

吉永美子委員長 付加価値という問題と外れたかなと思います。付加価値というところでの考え方を聞きたいと矢田委員は言われたので、ほかの委員はどうですか。大井委員は付加価値という問題ではないということです。

山田伸幸副委員長 何が一体納得できる説明かというのは結局何もないんですよ。先ほど言ったように市民の義務、市の責務、その中で遺族にその分の利用料を求める。なぜ遺族に求めなくてはいけぬのか。そこが説明されていないと思うんです。今までの説明は。これまで1,000円取っていたのは何かと言われれば、それは以前からの決まりを踏襲しただけということなんです。では5,000円の説明は経費というけど、経費を回収できるものではないということにははっきり分かったと思うんですよ。ほかに選択肢がないにもかかわらず、それだけのものを徴収するという理由。私たちはこれから市民にそれを説明していかなくてははいけぬ。説明できないと思うんですけどね。付加価値というか以前の委員会が求めてきたことは、それまでになところから新たにそういったものを採用してほしいという付加価値だと思うんですよ。そうであるならば、なぜ委員会がそういう調査をし、懇談もし、それを提案したのかといたらそういったものを市民の中から要望があったし、ほかの施設に比べてもこれがあると市民にも喜んでいただけるのではないかと。ということで必要性を感じられて提案もされてきたと思うんですよ。それがほとんど採用されていないということについては私は議会の要望についてそこまで無視をするというのはいかがなものかなと思わざるを得ないんですけどね。議会の存在意義も問われてくるのではないかなと思ひますが。

大井淳一郎委員 議会の意見はバックにいる市民の意見が通らなかったことに対しては、僕も程度問題ですけど、それは私たちの意見を通してほしいという思いは一緒です。付加価値の問題なんですけども、私は今回の改正は先ほども言いましたように付加価値があるから値上げするという意味ではないと思っています。適正な額にする額だと思います。もし付加価値、市民あるいは議会が言うものが全部かなうようなものであれば、それだけを実現するためには更にコストが要ります。そうすると付加価値ということからすれば5,000円ではなくて7,000円とか1万円という話になってくると思うんですよね。それとはまた違うんではないかなと思うんですよね。ですから、付加価値というのはもっと別の今回の付加価値がこの5,000円の値上げにつながったとは僕は感じていないということです。

杉本保喜委員 私も大井委員の意見には賛成なんですけど、いわゆる故人に求めるうんぬん以前に、例えば山口市や防府市、周南市、下松市、光市というところは斎場の使用料としてお金を取っているわけですよ。このやり方をすれば子どもも胎児も大人も同じ金額を払うということになるわけですよ。だからそれぞれの市によっての考え方というのが、どこにウエートというか考え方を置くかということになるわけですよ。うちをみたときには大人、子ども、胎児、胞衣それぞれでお金の掛かるその辺りを比率として見て、今までやってきているんだらうと思うわけです。それを大人の金額がここまで設定したので比率としてはこうなるかなという感じで、今回設定してきていると私は解釈しています。だからそれはおかしいでしょと言うのであればもっと根本から考えるベースを見直ししないといけないということになってしまうと思うんですよね。

吉永美子委員長 今まで全く意見が出ていない中で委員の皆さんの考え方を聞きたいと思っていたことがあったんですが、今現在議論をずっとしてきたのは市内利用者料金が5,000円に上がることについてどうなのかと、子ども、胎児も合わせて7割、5割と上がっていくわけですが、基本は大人の5,000円についてどうなのかということなんですけれど、御存じの方は御存じのように旧山陽町と旧楠町が一部事務組合でやってきて、楠町の方いわゆる今宇部市ですが、この楠の方は当然山陽小野田市のほうが近いわけですよ、宇部市の白石斎場よりも。だから、これ

までも使ってこられたと思うんですが、以前は山陽小野田市は市民が1,000円、市外が1万円だったわけですよ。それを多分宇部市に合わせる形にしたんだと思うんですが、3万円に上がっているわけですが、今回パターン3を見ますと市民の負担増ということを考えた中で3万円ではなくて3万5,000円にこれもかなり上げていることなわけですよ。例えば楠の方がうちを使うときには3万5,000円、山陽小野田の方が宇部市を使うときには3万ということで、この辺については何も疑義は感じていたことはなかったでしょうか。全く議論がなかったものですからちょっとお話しさせていただきます。

大井淳一朗委員 宇部市との比較なんですけど、これ言われるように市外料金だけを見たときに宇部と比べたら高いなということで、それは議論にはなっていないですけど、できれば私も後で述べますが、市内料金も実は子どもや胎児というのは宇部より高いです。ここはせめて宇部に合わせていかないとというのは感じていますので、そのことからすると市外も宇部に合わせていくというのは一つの意見としては考えられるのではないかと思います、実際にこれはまだ議論になっていないので、皆さんの考えもどうかというところもありますので、個人的には市内も合わせるなら市外も合わせていかなくはないのかなと思っています。値上がりではなくて、値下がりになりますね、子どもや胎児は。

吉永美子委員長 私が申し上げたのは大人3万円が3万5,000円に上がるわけですよ。3万円ですとしたりしたら子どもは2万1,000円のままですよ。別に宇部市に合わせろという思いは持っていないので、申し上げたつもりです。ただ議論が一切なかったから皆さんどう考えているのかなとずっと思っていたものですから。市外の方も来られるわけじゃないですか、でうちも行くわけじゃないですか。相互と考えると前はうちが来られたら1万円、うちが行ったら3万円だったわけですよ、仮に宇部市だったら。で今は均衡になっているわけですよ。3万、3万同士なんです。このまま行ったら3万5,000円頂くようになっちゃう。あちらが来られたときは高く取り、うちに行くときは安くなる、前と逆転するの。どうなのかなとちょっと思っていたものですから、どう考えているのかなと思ったので、ちょっと聞かせていただいた次第でした。ほかに皆さんはないですか。

矢田松夫委員 僕はどうしても人件費と燃料費にこだわるんですけど、僕らが資料もらったのは平成27年の基本計画の中で概算が出たんですよ。今回執行部がそういうふうにして人件費は言わなかったけど、燃料の高騰高騰というんだけど、その試算というのをもらっていないわけよね。出ていないでしょ。出ていないのに議論のそ上に乗らんわけですよ。燃料費の高騰だという理由には。見てからなるほど1日当たり何千円の日当で何人雇って、燃料費は例えば単価が何リットルで、年間何日火葬したらこうなるとか、そういうのないわけよね。ないままに向こうの意のままにそれだけでうのみにするわけにはいかんと。試算がないもん、どこを試算してどうなるかって。

山田伸幸副委員長 一応試算をするに当たってこれぐらい掛かりますというのは示されたけれど、その単価については示されていないままですよ。しかも特に灯油料金というのは非常に季節によってアップダウンがあって、この間まで2,000円近くしていたのに今1,500円切っているんですよ。だから一体いつの時点での比較をしているのかも分からないですよ。現時点と今後の見通しも分からない。その辺が曖昧だというのは確かにその点は全く示されていないまま私たちが勝手な判断をするわけにはいかんなどというのは思います。

吉永美子委員長 そうするとこのパターン3で出されている単価、電気料は15円ですね。それと灯油量はリッター当たり単価が85円という。この根拠を示せということでしょうか。

山田伸幸副委員長 たとえそれを示したとしてもそれをどこまで回収するか、あるいは回収は考えていないのか。料金設定というのは正直言って、恐らく無理だと思うんですよ。経費を負担ということかというと。今までゼロに近かったものが少々プラスになるかなという程度でしかないんですよ。それははっきりしていると思うんですよ。けれども試算をしてきた根拠というのはきちんと示すべきだと思いますよ。この議会に提出してきたわけですから。

吉永美子委員長 単価15円と単価85円は理解できないということですか。（「いつの時点」と呼ぶ者あり）どの時点での計算ですかと聞きたいということですか。（「それずっと続くわけですよ」と呼ぶ者あり）変動は無

理ですからね、今月は5,000円にして来月は4,000円にしますというのとは不可能ですから。

大井淳一郎委員 山田委員のおっしゃることは分かりますが、これって読めないですね。ですから、この数字を疑うと切りがないというレベルだと思います。「でも出すからうそになる」と呼ぶ者あり）出すというか、説明するときには灯油代と電気代は見てもらいましょうということから考えたら、これぐらいの相場だとすれば大体5,000円ぐらいになりますよと他市とも比較したら大体そうですよという額で出ていますからね。山田委員が今言われたように1,000円でも5,000円でもペイできないです。この火葬業務というのは別にペイする、もうけるという類いのものではありません。典型的な行政サービスです。ですから何が言いたいかということ、これから火葬件数が増えれば増えるほど、言い方悪いですけど、コストと実際の入ってくるお金の開きが出てくるんですよ。だからこのまま1,000円でずっと行くとそのかい離がどんどん激しくなると、ですからせめて少しでもかい離を防ぐために僅か900万円ぐらいしか変わりませんが、そうした額で利用者負担をお願いするというのが今回の議案ですので。5倍ということだけにとられると、それは誰だって嫌ですよ。値上がりがいい人は誰もいませんので。そこを我々はもうちょっと直視しないといけないかなと思っています。

松尾数則委員 この料金のことなんですが、見て分かる通り、宇部市に合わせるためにわざわざ作った料金ですから。絶対にそれは間違いない話ですよ。5倍になったという話だけど、旧山陽町側からすれば無限大に上がったんですよ。元はゼロだったですから。ゼロが1,000円に上がったときもいろいろと話がありましたけど、いつの間にか今度は5,000円になると。ゼロ円というところがあるし、あるしという言い方もおかしいんだけど、基本的にはゼロ円であるべきなんですよ、人が死んだときは。市や県や国が面倒を見んといけない内容ですから。だからただ従来から1,000円というのがあったから、先人の金額は尊重すべきかなという気はありますけど、それで受益者負担という考え方もありました。受益者負担ということであれば遺族の負担、室料等は例えば10倍しようが20倍しようがいいと思っていますけどね。それで負担をしていくべきじゃないかと思っています。

大井淳一郎委員 先ほども言いましたように松尾委員の考え方がもともとなんです。ただ今回社会情勢が変わる中で、ここに手を付けざるを得ないというのが正式なあれかと思えます。山口とか防府とかその辺の指定管理の状況はちょっと分からないですけど、山口は直営だったような気がします。ちょっとその辺は因果関係、指定管理だからどうということはないんですけど、結局周防と長門と分けてはいけないんですけど、どうしてもこの辺を見るかなと思えます。だから私も山口の実情を知らないから何とも言えないですけどね。室料でバランス見るのか、宇部のように料金として上げるのかというのは少し議論の余地があるかなと思えますけどね。室料取ってもいいと、そちらでやってくれということなのかなというのはあります。ただ室料を取っているところもロビーで待っているだけ。ロビーだけで待っているのは無料ですからね。

矢田松夫委員 私全部行きましたよ。右の人が左に全部行くって。葬儀が済んだら火葬に行けるようになっている。あるいは火葬の間に参加者がこっちに帰ってくる。ついでに言うけど、結局大井委員が言うように1,000円の使用料金が妥当かどうなのかということになるんだけど、やっぱり基本的に自分サイドで考えると、いろいろ収入の差もあると思うけど、やっぱり市民感情からすると5倍の値上げが妥当かどうなのかという視点は今回問われていると思うよ。単なる1,000円じゃなくて5倍の値上げが。

大井淳一郎委員 5倍と考えたときにこういった今回出されている料金と、料金の頻度にもよると思えます。例えば水道料金5倍、これは前私たち議会でオール否決したように、冗談じゃないという話になってきます。常に月々に払っていくものだからです。今回これっていうのは、遺族が払うとしても大体一生で2回、3回、4回、5回なんですよね。その値上がりの5倍、5倍という数字を僕も使うの好きじゃないんですけど、その料金の質も少し考えなきゃいけないと思っています。誰だって値上がりは嫌ですし、5倍という数字に市民感情を逆なでするのではないかということも分かりますけれども、そういう料金の質、そういったこともほかの市民館とかもっと言えば水道料金、そういった頻度の多いものと比較して今回の市民感情はそこまであるのかなというのは、ほかと比べてはそう思います。

矢田松夫委員 水道料金とこれ一緒にならないですね。我慢できるし、飲まんなら飲まんでいいし。ペットボトル飲めばいいんだから。しかし火葬場に行かんとしようがないです、埋葬法の関係があつて。土葬するわけにはいかないし、放るというわけいかんわけいね。水飲まんにやペットボトル飲んどきゃいいしいろいろな方法もあるし、我慢するというのもできるけど、我慢できんでしょ。だから市民が使うんですよ。市民感情からいうと、やっぱり僕は1,000円というより5倍ですね。5倍に問題があると。

山田伸幸副委員長 それとなぜ山陽小野田市が遺族からきちんと計算できる根拠を持って、その部分の負担を求めないのかが逆に分からないです。どうしても受益者負担という言葉が出た瞬間にこれはあり得ないと。受益者は死んでいないわけですから。受益者と言っていいのかどうなのかという問題もあるんだけど、確実に言えるのは遺族が部屋を借りて、そこで待っている。その間の時間とそれぞれの部屋の面積が違っていけば面積ごとに料金が発生するというのは納得できる材料ではないかなと思いますけどね。

大井淳一郎委員 私も先ほど言いました受益者ではなくて利用者負担だという言い方が適切だと思います。利用者というのは、もちろん死者は利用者ではないですから。何ををもって利用者というところも議論はあろうかと思いますが、山田委員は例えば山口のように室料で調整取ればいいと、そういう考えなんでしょうか。

山田伸幸副委員長 これもまた市民的な議論もあろうかと思うんですが、これだったらほかの公民館とかそういうところで利用されるのも、体育館であれば何時間ごとに幾らとか、そういうの全部計算式が出ているわけですよ。面積これだからこれだけの室料を頂きますというのは市ですぐ出せる問題なんですよ。だけど、この火葬というのは料金をそもそも取ること自体が問題だという議論まで発展していくわけですよ。それを何で1,000円取っていたんか、ただでもよかったのにとという形で逆に市民からその辺では不信感がある。だけどこれは室料ですよと言われれば、ほかのところでも全部取っているし、計算式も成り立つので、それは仕方ないですねという議論になるかもしれない。それをただ単純に私はそれを取りなさいと言っているのではない。それを市民に投げ掛けて

了解を得られれば、それでもいいかなと思いますけれど。亡くなっている方の火葬料を取るといのは私は根本的に間違っていると思います。

吉永美子委員長 ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それではここで3時30分まで休憩します。

午後3時20分 休憩

午後4時3分 再開

吉永美子委員長 それでは休憩の予定時間をかなり越しましたけれど、休憩を閉じまして民生福祉常任委員会を再開します。先ほど自由討議をしていただきました議案第102号山陽小野田市斎場条例の一部を改正する条例の制定についてですが、まだなかなか民生福祉常任委員会の中で調査をしていかなければいけない、議論も重ねないといけないのではないかとということで、この議案の採決については延ばしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）最後の日程第5、閉会中の継続調査事項についてです。皆様のお手元に配布されていると思います。これはまだ審査が終わっていませんので、置いておきましょう。それでは本日の民生福祉常任委員会を閉会します。お疲れ様でした。

午後4時5分 散会

平成30年12月17日

民生福祉常任委員長 吉 永 美 子